

加入申出書の記入方法

- 20歳以上60歳未満の自営業者など、ご自分で保険料を納めている国民年金の「第1号被保険者」の方が、国民年金基金に加入できます。ただし、国民年金の保険料を免除されている方と、農業者年金に加入されている方や加入すべき方は国民年金基金に加入できません。
- 国民年金基金は国民年金の付加年金の代行をしていますので、現在、月額400円の付加保険料を納めている方は、あなたがお住まいになっている市区町村役場の窓口で「付加保険料納付辞退届」を提出するようにしてください。
- 国民年金基金は国民年金本体に上乗せされた公的な年金制度です。土台部分である国民年金本体の納め忘れがないようにするため、基金の掛金と同じ口座から同時に合算して引き落とす納付委託制度がございます。ご希望の場合には別の手続きがございますので、詳細について事務局までお問い合わせ下さい。なお、この制度はご本人の希望によるもので強制ではありません。

- 加入申出書はボールペンではっきり、分かり易く記入してください。
- **本人控** を切り離し、残り全てを提出してください。
- 用紙の の部分には、記入の必要がありません。

記入例 この記入例は男性の方が34歳1月から35歳0月の間で加入する場合のものであります。

氏名、性別、生年月日、郵便番号および住民票に記載されている住所について、フリガナを含めて記入例を参考にして記入してください。

上の欄の加入申出者と同一氏名であっても記入してください。

掛金を銀行などの金融機関で引き落とす方は、記入例のように「1」を○で囲み、金融機関名、本店・支店名を記入してください。また、口座番号欄には、口座の種類を○で囲み、預金通帳の口座番号を記入してください。ただし、総合口座の場合は「1」を○で囲んでください。

掛金をゆうちょ銀行で引き落とす方は、「2」を○で囲み、貯金通帳の記号と番号を記入してください。

記入例を参考にして、希望する年金給付の型を○で囲み、加入口数および掛金月額を記入してください。

司法書士国民年金基金加入申出書

提出用

届書コード 01	01.新規加入 11.再加入																				
加入申出者の氏名 フリガナ ネンケン タロウ 姓 年金 太郎				性別 ①: 男 ②: 女	生年月日 年 月 日 △ △ ○ ○ □ □	基礎年金番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0															
郵便番号 1 6 0 - 0 0 0 3		市区町村コード		住所 フリガナ トウキョウ 東京 都 府 県		都 市 町 村 新宿		連絡先電話番号 03 (3341) 2561													
口座名義人 フリガナ ネンケン タロウ 年金 太郎				届出印 2枚目に押印		金融機関コード		口座番号 ①: 普通 ②: 当 ③: その他 0 1 2 3 4 5 6													
種目コード		契約コード		通帳記号		通帳番号															
希望する年金給付		給付の型		加入口数		掛金月額(円)															
1 口目		終身年金		1		1 2 8 7 0															
2 口目		確定年金		1		6 4 3 5															
		①		2		9 0 8 0															
		II																			
		III																			
		IV																			
		V																			
		合計掛金月額				2 8 3 8 5															

「国民年金基金加入にあたっての重要なお知らせ」を受領し内容を確認のうえ、加入の申出をいたします。

司法書士国民年金基金 殿

住所 **新宿区四谷本塩町4-37**
司法書士会館4F

氏名 **年金 太郎** 印

住所および氏名を記入例を参考にして記入して下さい。
加入申出者が、自ら署名する場合には押印は必要ありません。

基礎年金番号または、年金手帳の国民年金の記号番号を記入してください。

大阪市などの政令指定都市では、記入例と異なり、ここには例えば「大阪市淀川(区)」と記入し、以下は1つ下の欄に記入してください。

基金から問い合わせができる電話番号を記入してください。

2枚目に掛金を引き落とす金融機関またはゆうちょ銀行に届出している印鑑で押印してください。

1から3いずれかに○印をつけてください。
・2.前納に○印をつけた場合、翌年度以降は4月から翌年3月までの1年度分(12か月分)を11.9か月分に割引)の納付となります。例えば、11月に加入された場合、11月分～翌年3月分までは毎月納付、翌年4月分～翌々年3月分からは一年前納となります。なお、その年度に60歳になる方は一年前納できません。
※基金掛金の納付方法は、変更届を提出されない限り引き続きます。
※ご加入いただいた年度の掛金についても一括納付を希望される方は、別途お申し出ください。(ただしこの場合、割引はありません)

過去に加入していた基金に再加入する方だけ記入してください。

他の国民年金基金の加入資格を喪失した後、司法書士国民年金基金に引き続き加入する方のうち、「継続特例」を希望する方だけ記入してください。

68,000円が1カ月に納められる限度額です。

加入年月日は、基金がこの加入申出書を受け付けた日となります。

- 1口目は必ず記入してください。
- 2口目以降に加入する場合、確定年金の年金額が終身年金の年金額(1口目を含めた額)を超える選択はできません。